

●香川県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年香川県告示第60号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

丸亀市

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画公園事業 6・5・101 丸亀総合運動公園

3 事業施行期間

平成6年9月9日から平成35年3月31日まで

4 事業地

収用の部分 香川県丸亀市金倉町字上下所及び字道上並びに新田町字道上地内